

## 「不動産会社でも手を出せない不動産」を扱う専門会社と連携協定締結

担当：財政課行政経営改革係 柳瀬（電話 0979-62-9873）

中津市と株式会社K L Cは、「中津市が保有する老朽化等により利活用が困難な不動産（以下、遊休不動産。）及び市内の空き家の増加」という地域課題に対して、行政と専門会社が連携して取り組むため、令和6年7月12日（金）に「利活用困難な遊休不動産の流通促進に係る連携協定」を締結しました。

### 連携協定の内容

- 利活用困難な遊休不動産の流通及び活用の促進に関すること  
公共不動産マップに掲載した不動産の利活用を促進する
- 利活用困難な空き家の流通促進に関すること  
相続等に伴い居住等していない市内の家屋の利活用について助言等を行う

### 今後予定している連携事業

- 遊休不動産について、フィールドマッチングを活用した情報発信  
※フィールドマッチング：株式会社K L Cが提供する「不要な土地を個人間で売買できるマッチングサービス」。負資産と呼ばれる「見放された物件（荒廃物件等）」のマッチングを多数実現。
- 市民向け空き家セミナーの実施（令和6年11月開催予定）

### 連携協定に至る経過

令和4年9月 東京渋谷の共創施設SHIBUYA QWSでの「公共不動産と空き家の活用を考えるワークショップ」に株式会社K L C・小林弘典代表が参加

令和5年2月 国が取り組んでいる経営・財務マネジメント強化事業を中津市で開始  
公共施設の適正管理に関する方針策定などを支援するアドバイザーに  
小林弘典代表が就任

以降、定期的に研修や現地視察を行い、意見交換や助言をいただいている。



株式会社K L C



公共不動産マップ



# 令和6年度 空き家セミナー



空き家の管理と利活用...

これからあなたは どうする？

<参加費無料>

<事前申込必要>

日時：令和6年11月23日（土・祝） 10時～15時30分

会場：中津市教育福祉センター 多目的ホール（中津市沖代町1-1-11）

対象：空き家の処分に困っている方（市内外問わず）  
相談会は、中津市内に空き家を所有している方のみ

定員：100名程度（事前申込必要）

【第1部】10時00分～10時50分

「(仮)相続登記義務化について」

講師

永松裕士氏

弁護士法人 永松法律事務所

11時00分～12時00分

「(仮)空き家が売れないたった2つの理由」



講師

小林弘典氏

株式会社KLC 代表取締役

空き家等低利用不動産流通推進協議会 理事

【第2部】13時30分～15時30分【各ブース4組（1組30分程度）】

「空き家個別無料相談会」

弁護士、宅建士、土地家屋調査士、建築士等による空き家相談会を実施します。

(株) KLC 小林さんや中津市への相談ブースも開設します。

相談を希望される方は事前申込必要です。

【問い合わせ先】

大分県中津市 建設部 まちづくり推進課

TEL:0979-62-9032（直通）

E-Mail:machidukuri@city.nakatsu.lg.jp

ながまつゆうじ

## ○永松裕士氏（永松法律事務所 弁護士）

日本弁護士連合会 弁護士登録（大分県弁護士会登録）

<活動実績>

令和2年5月17日 **中津市空家等対策協議会 副会長就任**  
現在 3期目（令和8年3月31日まで）

こばやしひろのり

## ○小林弘典氏（株式会社K L C 代表取締役）

「不動産会社でも手を出せない不動産」の専門会社

一空き家／放置山林／耕作放棄地／荒廃別荘地など、  
あらゆる遊休不動産の課題解決・流通支援

<事業内容>

- ・どんな遊休不動産でも直接引取（一部農地除く）
- ・「フィールドマッチング」の運営  
（遊休不動産の個人間売買プラットフォーム）

<活動実績>

- ・総務省「地方公共団体の経営・財務アドバイザー」
- ・**中津市「利活用困難な遊休不動産の流通促進に係る連携協定」**  
R6.7.12締結
- ・メディア出演  
O A B「ビートたけしのTVタックル」コメンテーター  
NHK「クローズアップ現代」売れない不動産の専門家として  
出演 ほか

## <会場並びに駐車場のご案内>

